



作業療法士養成施設自己点検表

点検項目			判定	確認書類
2 施設設備等に関する事項(つづき)				
(2) 教育上必要な機械器具、標本及び模型、図書及びその他の設備を有すること。 (指定規則第3条第2項第4号、指導要領7(1)、別表2)			<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
○教育上必要な機械器具・標本及び模型は指導要領別表2に掲げる数以上を有しているか。			<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
品名	数量	備考		
解剖用具一式	2人で1			
人体解剖用視聴覚教材一式	1	骨、神経筋、その他主要臓器を含む		
血圧計	2人で1	各種 (自動測定を含む)		
聴診器	2人で1			
心電図計測装置一式	2	モニター用を含む		
スパイロメーター	20人で1	記録表示・印刷可能なもの		
呼気ガス分析装置一式	1	酸素、炭酸ガス、換気量、嫌気性代謝閾値(A T)などの分析が行えるもの		
ヘモグロビン酸素飽和度測定装置	10人で1			
吸引装置一式	20人で1			
筋電図計測装置一式	1	4チャンネル以上、表面筋電図、誘発筋電 図、神経伝導速度、疲労試験などが行える簡 易型加算装置、記録計付		
神経検査器具一式	4人で1	打腱器、音叉、触覚、痛覚、二点識別覚等		
トレッドミル	1	角度調節可能なもの		
自転車エルゴメーター	20人で1			
ハンドエルゴメーター	1			
顕微鏡	10人で1	油浸集光器付		
ストップウォッチ	2人で1			
メトロノーム	20人で1			
AED	1			
多用途記録装置	1	データ収録・解析システム		
重心動揺分析装置一式	1			
運動解析装置 (三次元動作解析装 置)	1			
床反力計一式	1			
検査測定・治療台	2人で1	高さ等調節式数台を含む		
表面温度計	10人で1			
タイマー	5人で1			
体脂肪測定器具	5人で1			
形態測定器具一式		身長計、体重計等		
メジャー	1			
関節角度計一式	各種			
ピンチメーター一式	各種			

作業療法士養成施設自己点検表

点検項目			判定	確認書類
2 施設設備等に関する事項(つづき)				
知覚検査一式	10人で1			
握力計一式	各種			
背筋力計	1			
木工台	4人で1	陶工、革細工共用可		
木工				
電動ボール盤	1			
手動式木工用具一式	4人で1	各種		
電動木工用具一式	4人で1	各種		
陶工				
陶工用小道具一式	4人で1			
絵つけ用用具一式	4人で1			
革細工				
革細工用具一式	4人で1			
絵画				
絵画用具一式	4人で1			
作業台	4人で1	七宝焼き、金工、織物、モザイク、園芸共用可		
※以下の七宝焼き、金工、織物、モザイク、園芸のうち2種以上を整備すること				
七宝焼き				
七宝用具一式	4人で1			
金工				
金工用具一式	4人で1			
織物				
卓上織機一式	4人で1			
モザイク				
モザイク用具一式	4人で1			
園芸				
園芸用具一式	4人で1			
上肢機能検査器具	10人で1	3種		
視野計	1			
フリッカー	10人で1			
発達検査器具	10人で1	3種以上		
認知検査器具	10人で1	3種以上、高次脳機能検査を含む		
心理検査器具	10人で1	3種以上、知能検査を含む		
サンディング用具一式	10人で1	ボード、ブロック、テーブルを含む		
砂袋一式	10人で1	各種		

作業療法士養成施設自己点検表

点検項目			判定	確認書類
2 施設設備等に関する事項(つづき)				
バイオフィードバック機器	10人で1			
姿勢鏡	1			
作業療法用音響再生装置	各種	デジタルカメラ、ビデオカメラ等		
スポーツ用具一式	1	各種		
娯楽用ゲーム一式	1	各種		
運動遊具一式	10人で1	各種		
玩具一式	10人で1	各種		
実習モデル人形	10人で1	小児		
障害者用パーソナルコンピュータ	各種	意思伝達の入出力装置を含む		
義手				
上腕義手・能動式	1	完成用部品を含む		
上腕義手・装飾用	1	完成用部品を含む		
肩義手・装飾用	1	完成用部品を含む		
肩義手・能動式普通用	1	完成用部品を含む		
肩義手・能動式肩甲骨鎖骨切除用	1	完成用部品を含む		
前腕義手・能動式	1	完成用部品を含む		
前腕義手・装飾用	1	完成用部品を含む		
手義手・能動式	1	完成用部品を含む		
手義手・装飾用	1	完成用部品を含む		
手部義手	1	完成用部品を含む		
手指義手	1	完成用部品を含む		
作業用義手	1	完成用部品を含む		
但し各部品の共用は可				
義手チェックアウト用具一式	4人で1			
義足及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える		
スプリント	10種以上	手関節背屈副子、母子対立副子、屈曲ミット、ナックルベンダー、テノデーシススプリント、肩外転副子、その他ダイナミックスプリント、夜間スプリント等		
スプリント製作用具一式	4人で1	電熱器、ヒートガンを含む		
ギプス用具一式	1組	ギプス台、カッター、ギプスはさみを含む		
各種装具及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える		
日常家具一式	1			
冷蔵庫	1			
洗濯機	1			
電動式ベッド	1	3モーター式		
電話機	1種			

作業療法士養成施設自己点検表

点検項目			判定	確認書類
2 施設設備等に関する事項(つづき)				
調理道具一式	10人で1			
改造衣類一式	10人で1			
掃除用具一式	1			
ラップボード	3			
ポータブル便器	3種	各種		
標準型車椅子	4人で1			
車椅子	5種以上	モジュール型、手押し型、リクライニング型、チルト型、スポーツ型、バギー型、その他各種調整付等		
電動式車椅子	1	四輪型、各種コントローラー付(アシスト型でも可)		
サスペンションスリング	2	車椅子用、椅子用各1		
アームスリング	3種	各種		
自助具	40種以上	食事、排泄、更衣、整容、入浴、習字用等		
腕可動支持器	10人で1	左・右用各1		
トランスファーボード	4人で1			
リフター	2種	据え置き式、床走行式等		
杖	6種	各種		
歩行器	5種	各種、歩行車を含む		
台所ユニット(車椅子用)	1			
バスユニット(車椅子用)	1			
洗面台(車椅子用)	1			
入浴用補助用具一式	1	シャワーチェア、手摺りを含む		
環境制御装置一式	1			
コミュニケーションエイド	2種			
製図用具一式	4人で1	CADソフトで代用可		
職業適性検査	2種以上	厚生労働省編一般職業適性検査、職業レディネス検査等		
視聴覚教材	各種			
鍵盤楽器	1			
パーソナルコンピュータ	4人で1			
(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分揃え、これを学級間で共用することができる。				

作業療法士養成施設自己点検表

点検項目			判定	確認書類
2 施設設備等に関する事項(つづき)				
(模型及び標本)				
品名	数量	備考		
人体骨格標本				
全身組立	10人で1			
全身個別	4人で1			
人体解剖模型	1			
呼吸器模型	1			
気管支肺血管分岐模型	1			
心臓模型	1			
血管系模型	1			
脳模型	1			
脊髄横断模型	1			
末梢神経系模型	1			
感覚器模型				
聴覚模型	1			
視覚模型	1			
関節種類模型	1			
筋模型				
上肢	2			
下肢	2			
(3) 教育上必要な専門図書(洋書を含む。)を1000冊以上、学術雑誌(外国雑誌含む。)を20種以上整備していること。			<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
○作業療法士養成施設:作業療法関係図書を20種を超えて100冊以上 (指定規則第3条第1項第1号、第3条第2項第4号、指導要領7(2)、別表2)			<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
(4) 承認されていない部屋を使用していないか。また、承認のない変更を行っていないか。 (施行令第11条第1項、指定規則第5条第1項)			<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
3 教員等に関する事項				
(1) 教員及び専任教員の数は不足していないか。(①～③までの該当する課程の項目をすべて満たすこと。) (指定規則第3条第1項第3号第4号及び第2項第3号)			<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	教員一覧
①作業療法士である専任教員は、免許を受けた後5年以上作業療法に関する業務に従事した者であること			<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
【作業療法士3年課程】				
②教員は指定規則別表第2に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち6人 (1学年2学級以上の場合、(学級数-1)×3を加えた数)以上は作業療法士である専任教員であること			<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
○作業療法士である専任教員の数は、学校又は養成所の設置年度については4人以上 (1学年2学級以上の場合、学級数-1を加えた数)				
○作業療法士である専任教員の数は、学校又は養成所の設置翌年度については5人以上 (1学年2学級以上の場合、(学級数-1)×2を加えた数)				
【作業療法士2年課程】				
③教員は指定規則別表第2に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、その5人 (1学年2学級以上の場合、(学級数-1)×2を加えた数)以上は作業療法士である専任教員であること			<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
○作業療法士である専任教員の数は、学校又は養成所の設置年度については4人以上 (1学年2学級以上の場合、学級数-1を加えた数)				
(2) 教員は、一つの養成施設の一つの課程に限り専任教員となるものとする。(指導要領3(1))			<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
(3) 専任教員は、専ら養成施設における養成に従事するものとする。(指導要領3(2))			<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	

作業療法士養成施設自己点検表

点検項目		判定	確認書類	
(4) 専任教員は、臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努めるものとする。(指導要領3(3))		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	時間割	
(5) 専任教員の1人1週間あたりの担当授業時間数は過重にならないよう10時間を標準とすること。(指導要領3(4))		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>		
3 教員等に関する事項(つづき)			資格証写し 原本確認要	
(6) 教員はその担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する医師、理学療法士、作業療法士又はこれと同等以上の学識を有する者であること。(指導要領3(5))		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>		
(7) 養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者(実習調整者)として、専任教員から1名以上配置すること。(指導要領3(6))		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>		
4 教育に関する事項			教育課程表 シラバス	
(1) 教育の内容は以下の内容以上か。(該当する課程の要件を満たすこと。) (指定規則別表第2・別表第2の2、指導要領5(1)・別表1) 【作業療法士3年課程】		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>		
【作業療法士3年課程】		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>		
	教育内容	単位数	教育の目標	備考
基礎分野	科学的思考の基盤	14	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動する能力を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を培う。 患者・利用者等との良好な人間関係の構築を目的に、人間関係論、コミュニケーション論等を学ぶ。	
	人間と生活			
	社会の理解			
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解できる能力を培う。	
	疾病と傷害の成り立ち及び回復過程の促進	14	健康、疾病及び障害について、その予防と発症・治療、回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を養うとともに、高度化する医療ニーズに対応するため栄養学、臨床薬学、画像診断学、救急救命医学等の基礎を学ぶ。	栄養、薬理、医用画像、救急救命及び予防の基礎を含む。
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーションの理念(自立支援、就労支援等を含む)、社会保障論、地域包括ケアシステムを理解し、作業療法士が果たすべき役割、多職種連携について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を培う。	自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携の理解を含む。
専門分野	基礎作業療法学	5	系統的な作業療法を構築できるよう、作業療法の過程に関して、必要な知識と技能を習得する。	
	作業療法管理学	2	医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、作業療法教育に必要な能力を培うとともに、職業倫理を高める態度を養う。	職場管理、作業療法教育及び職業倫理を含む。
	作業療法評価学	5	作業療法評価(画像情報の利用を含む。)についての知識と技術を習得する。	医用画像の評価を含む。
	作業療法治療学	19	保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、疾患別、障害別作業療法の適用に関する知識と技術(略痰等の吸引を含む。)を習得し、対象者の自立生活を支援するために必要な課題解決能力を培う。	略痰等の吸引を含む。
	地域作業療法学	4	患者及び障害者、高齢者の地域における生活を支援していくために必要な知識、技術を修得し、課題解決能力を培う。	
	臨床実習	22	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。各障害、各病期、各年齢層を偏りなく対応できる能力を培う。 また、チームの一員として連携の方法を習得し、責任と自覚を培う。	臨床実習前の評価及び臨床実習後の評価を含む。 実習時間の3分の2以上は医療提供施設において行うこと。 また、医療提供施設において行う実習時間のうち2分の1以上は病院又は診療所において行うこと。 通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を1単位以上行うこと。
合計		101		

作業療法士養成施設自己点検表

点検項目		判定	確認書類																																				
4 教育に関する事項(つづき) 【作業療法士2年課程】		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>教育内容</th> <th>単位数</th> <th>教育の目標</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎作業療法学</td> <td>5</td> <td>系統的な作業療法を構築できるよう、作業療法の過程に関して、必要な知識と技能を習得する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業療法管理学</td> <td>2</td> <td>医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、作業療法教育に必要な能力を培うとともに、職業倫理を高める態度を養う。</td> <td>職場管理、作業療法教育及び職業倫理を含む。</td> </tr> <tr> <td>作業療法評価論</td> <td>5</td> <td>作業療法評価(画像情報の利用を含む。)についての知識と技術を習得する。</td> <td>医用画像の評価を含む。</td> </tr> <tr> <td>作業療法治療学</td> <td>19</td> <td>保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、疾患別、障害別作業療法の適用に関する知識と技術(嗜好等の吸引を含む。)を習得し、対象者の自立生活を支援するために必要な課題解決能力を培う。</td> <td>嗜好等の吸引を含む。</td> </tr> <tr> <td>地域作業療法学</td> <td>4</td> <td>患者及び障害者、高齢者の地域における生活を支援していくために必要な知識、技術を修得し、課題解決能力を培う。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨床実習</td> <td>22</td> <td>社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。各障害、各病期、各年齢層を偏りなく対応できる能力を培う。 また、チームの一員として連携の方法を習得し、責任と自覚を培う。</td> <td>臨床実習前の評価及び臨床実習後の評価を含む。 実習時間の3分の2以上は医療提供施設において行うこと。 また、医療提供施設において行う実習時間のうち2分の1以上は病院又は診療所において行うこと。 通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を1単位以上行うこと。</td> </tr> <tr> <td>選択必修分野</td> <td>8</td> <td></td> <td>専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>66</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		教育内容	単位数	教育の目標	備考	基礎作業療法学	5	系統的な作業療法を構築できるよう、作業療法の過程に関して、必要な知識と技能を習得する。		作業療法管理学	2	医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、作業療法教育に必要な能力を培うとともに、職業倫理を高める態度を養う。	職場管理、作業療法教育及び職業倫理を含む。	作業療法評価論	5	作業療法評価(画像情報の利用を含む。)についての知識と技術を習得する。	医用画像の評価を含む。	作業療法治療学	19	保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、疾患別、障害別作業療法の適用に関する知識と技術(嗜好等の吸引を含む。)を習得し、対象者の自立生活を支援するために必要な課題解決能力を培う。	嗜好等の吸引を含む。	地域作業療法学	4	患者及び障害者、高齢者の地域における生活を支援していくために必要な知識、技術を修得し、課題解決能力を培う。		臨床実習	22	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。各障害、各病期、各年齢層を偏りなく対応できる能力を培う。 また、チームの一員として連携の方法を習得し、責任と自覚を培う。	臨床実習前の評価及び臨床実習後の評価を含む。 実習時間の3分の2以上は医療提供施設において行うこと。 また、医療提供施設において行う実習時間のうち2分の1以上は病院又は診療所において行うこと。 通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を1単位以上行うこと。	選択必修分野	8		専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。	合計		66			
教育内容	単位数	教育の目標	備考																																				
基礎作業療法学	5	系統的な作業療法を構築できるよう、作業療法の過程に関して、必要な知識と技能を習得する。																																					
作業療法管理学	2	医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、作業療法教育に必要な能力を培うとともに、職業倫理を高める態度を養う。	職場管理、作業療法教育及び職業倫理を含む。																																				
作業療法評価論	5	作業療法評価(画像情報の利用を含む。)についての知識と技術を習得する。	医用画像の評価を含む。																																				
作業療法治療学	19	保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、疾患別、障害別作業療法の適用に関する知識と技術(嗜好等の吸引を含む。)を習得し、対象者の自立生活を支援するために必要な課題解決能力を培う。	嗜好等の吸引を含む。																																				
地域作業療法学	4	患者及び障害者、高齢者の地域における生活を支援していくために必要な知識、技術を修得し、課題解決能力を培う。																																					
臨床実習	22	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。各障害、各病期、各年齢層を偏りなく対応できる能力を培う。 また、チームの一員として連携の方法を習得し、責任と自覚を培う。	臨床実習前の評価及び臨床実習後の評価を含む。 実習時間の3分の2以上は医療提供施設において行うこと。 また、医療提供施設において行う実習時間のうち2分の1以上は病院又は診療所において行うこと。 通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を1単位以上行うこと。																																				
選択必修分野	8		専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。																																				
合計		66																																					
(2) 実際の授業時間数が学則で定める時間数より少なくないか。 ○講義及び演習についてはおおむね15時間から45時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。(指導要領5(3)) ○臨床実習については、1単位を40時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め45時間以内とすること。(指導要領5(4)) ○教育内容の編成に当たり、101単位以上で、3、150時間以上の講義、実習等を行っているか。 ※上記に各養成施設の特色を出すための独自カリキュラムを追加することが望ましい。(指導要領5(5))		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	・出勤簿 ・出席簿 ・講義録																																				
(3) 1学級の定員が40名以下となっているか。(指定規則第3条第1項第1号)		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																																					
(4) 各科目の修得状況が不十分な者について単位認定した事例はないか。(指導要領5(6)) ○学則で定める必要出席時間数に満たない者が単位認定されていないか。		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	・成績認定 ・会議記録																																				
5 実習に関する事項 (1) 承認を受けていない実習施設を利用していないか。(施行令第11条第1項) ○実習施設には実習を行ううえで必要な機械器具を備えているか。(指導要領8(9))		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	・実習施設 ・一覧表																																				
(2) 臨床実習施設の実習指導者は、作業療法士養成施設において、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、免許を受けた後5年以上業務に従事したであり、かつ次のいずれかの講習会を修了した者であるか(指定規則第3条第2項第4号、指導要領8(1)) ・厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会 ・厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会 ・一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修 ※見学実習については、養成施設の教員及び臨床実習指導者の要件を満たしていないが免許を受けた後5年以上業務に従事した者を指導者とすることができる。(指導要領8(3))		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																																					
(3) 実習施設における実習人員は、実習指導者1人につき2人程度か。(指導要領8(2))		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																																					



作業療法士養成施設自己点検表

点検項目	判定	確認書類
<p>5 実習に関する事項(つづき)</p> <p>(4) 以下の要件を満たす主たる実習施設を置いているか。(指導要領8(4))</p> <p>ア 養成施設の附属実習施設又は契約により附属実習施設と同等の連携が図られている施設であること</p> <p>イ 実習生の更衣室、休憩室及び討議室が設けられていること</p> <p>ウ 実習生が閲覧可能な専門図書(電子書籍でも可)を有しており、実習生が学修する環境が整備されていること</p> <p>エ 原則として、養成施設に近接していること</p> <p>オ 理学療法士、作業療法士の継続的な教育が計画的に実施されていること</p> <p>カ 複数の症例が経験でき、診療参加型による臨床実習が行われていること</p> <p>(5) 実習施設として、医療提供施設の他に、介護保険施設、老人福祉施設、身体障害者福祉施設、児童福祉施設、指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等を含めるよう努めているか。(指導要領8(5))</p> <p>(6) 臨床実習は、見学実習、評価実習、総合臨床実習をもって構成されているか。(指導要領8(6))</p> <p>・見学実習…患者への対応等についての見学を実施する実習</p> <p>・評価実習…患者の状態等に関する評価を実施する実習</p> <p>・総合臨床実習…患者の障害像の把握、治療目標及び治療計画の立案、治療実践並びに治療効果判定についての実習</p> <p>(7) (6)のうち、評価実習と総合臨床実習について、診療参加型臨床実習(※)を行っているか。(指導要領8(7))</p> <p>※実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で実習を行う方法</p> <p>(8) 臨床実習の実施にあたっては、臨床実習前の学修と臨床実習が十分連携できるように学修の進捗状況にあわせて適切な時期に行うとともに、多様な疾患を経験できるように計画しているか。(指導要領8(8))</p> <p>(9) 臨床実習施設の設備として、実習施設は、臨床実習を行うのに必要な設備(休憩室、更衣室、ロッカー、机等)を備えているか。(指導要領8(10))</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p>適ならば望ましい</p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p>適ならば望ましい</p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p>適ならば望ましい</p>	
<p>6 変更承認及び届出に関する事項</p> <p>(1) 変更承認若しくは届出書の提出が必要とされる学則等の変更について、必要な手続きを経ずに変更し、運用していないか。(施行令第11条、指定規則第5条)</p> <p>①変更にあたり事前に承認が必要な事項</p> <p>○修業年限の変更</p> <p>○教育課程の変更</p> <p>○入学定員の変更</p> <p>○校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図の変更</p> <p>○実習施設の変更</p> <p>②変更後1ヶ月以内届出が必要な事項</p> <p>○設置者の氏名及び住所</p> <p>○養成施設の名称、所在地</p> <p>○学則(修業年限、教育課程、入学定員の変更は事前に承認申請が必要)</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>過去の申請書類</p> <p>過去の提出届書類</p>
<p>7 その他</p> <p>(1) 養成施設として業務の自己点検を行い、改善に努めているか。</p> <p>(2) 管理及び維持経営の方法が確実であるか。(指定規則第3条第1項第1号、第3条第2項第4号)</p> <p>(3) 会計帳簿等収支状態を明らかにする書類が整備されているか。(指導要領2(4))</p> <p>(4) 養成施設の経理が他と明確に区分されているか。(指導要領2(5))</p> <p>(5) 入学料、授業料及び実習費等は適当な額であり、寄附金その他の名目で不当な金額を徴収していないか。(指導要領10(1))</p> <p>(6) 事務管理を適正、かつ、迅速に行うために原則として専任の事務職員を置いているか。(指導要領10(2))</p> <p>(7) 教員資格及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表しているか。(指導要領2(7))</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>学則</p> <p>募集要項</p>

作業療法士養成施設自己点検表

点検項目	判定	確認書類
点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載)		

※記載要領

- ①事項ごとに小項目(「適否」の文字が小さいもの)→大項目(「適否」の文字が大きいもの)の順に適否の判定を行う。
- ②判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。
- ③小項目に1つでも「否」がチェックされた場合は大項目も「否」とする。
- ④確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。  
 なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。

実施日：       年    月    日

設置者氏名：

記載者氏名：